

## 生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、環境税の創設や温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を整備するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

(2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。

(3) アスベストに係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路等の情報提供を適切に行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び財政措置の拡充を図るとともに、浄化槽を含めた効率的な水処理システムの研究開発を進めること。また、合併処理浄化槽の普及促進に向けた支援措置を拡充すること。

4. 公共施設整備等に係る汚染土壌調査等の土壌汚染対策について、十分な財政措置等を講じること。

5. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

6. ペットの葬儀等が増加傾向にある一方で、当該法規制がない現状にあることから、近隣住民の感情にも配慮し、トラブルを回避するべく適正な法整備等を行うこと。
7. 悪臭や害虫の発生等により近隣住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」への対応に係る法令等の整備を行うこと。
8. 都市自治体を実施する特定外来生物の駆除事業等について、支援措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。